

消費者基本計画工程表素案に関する意見

2018年3月22日

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

	施策番号	ページ	意見
1	全般 ○工程表の構成と KPI のあり方について		<p>工程表に記載されている施策の大部分が、「○○を推進する」「○○を検討する」と総論的な記述である上、それを補うべき工程表でも5年間にわたり平板な矢印が引かれているという体裁になっていて、それぞれの項目においていつまでに何をするのか、消費者が一番知りたい計画の実効性が全く見えてきません。今回の改定より、平成32～34年度までの今後の方向性が示されるようになりましたが、ほとんどの施策は平成31年度までの矢印をそのまま伸ばしただけにすぎません。いつまでに何をするのか、年度毎により具体的な記述にしてください。</p> <p>また、KPIについては、施策の目標の達成度で評価しなければいけません。情報発信の数値などの記載は、その基にはなりますが、施策の目標自体ではありません。KPIの設定項目は、次期第4期基本計画策定を待たず全面的に見直してください。</p>
2	全般 ○SDGsの推進に関する取組		<p>国際的な開発目標であるSDGsの国内での達成に向けては、消費者基本計画としてもその実現に具体的な政策で応えることが重要です。改定素案の要約版資料には「SDGsの推進に関する取組」がまとめられていますが、改定素案本体に項目がありません。独立した項目を設け、消費者分野の課題を丁寧に記載してください。工程表の重点施策とSDGs17の目標や、「SDGsアクションプラン2018」の8つの優先課題とを呼応させるなど、わかりやすくSDGsの取り組みの「見える化」をしてください。</p>
3	1(1)①身近な化学製品等に関する理解促進	1 8	<p>毎年の施策が「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成・配布することのくりかえしになっていますが、この資料の毎年の請求件数やダウンロード件数が理解促進の根拠の1つとなりますので、実績値を出してください。</p>
4	1(1)②家庭用化学製品の安全対策のための「安全確保マニュアル作成の手引き」作成	1 8	<p>「家庭用化学製品の安全対策のための『安全確保マニュアル作成の手引き』作成」という施策に関して、家庭用化学製品等を使用した際の危害報告件数が2,108件と昨年度1,621件からさらに増えているにもかかわらず、KPI(イ)「手引きを新たに作成又は改訂した家庭用化学製品の製品群数」の実績が0件という現状では、計画が機能しているとはいえません。また、この(イ)の実績は、毎年0件が続いています。</p>

			手引きの改定が必要でないのであれば、手引きの中にあるリスクコミュニケーションを確実に実施するなど、危害報告の減少に資する行動を確実に実施し、その実績と危害情報の経年変化を KPI とするべきです。
5	1 (1) ④住宅・宅地における事故の防止	3 9	宅地造成に伴う災害の防止のためのマニュアル等の改訂は行われていますが、それによって「事故の防止」はできているのかを KPI に記載してください。
6	1 (1) ⑤ 基礎ぐい工事の適正な施工を確保するための取組	3 10	基礎ぐい工事を含む建築工事の工事監理について、取組は「留意点を建築士や特定行政庁へ周知」するだけでなく、「第三者監理制度の検討」も加えてください。
7	1 (1) ⑥ まつ毛エクステンションによる危害の防止	4 10	事故情報登録件数も増え、被害件数も高い状況で推移しています。美容師への教育や地方公共団体における指導監督の実施を実施している旨取組に記載されていますが、「危害の防止」が施策の目的ですので、新たな対策も検討してください。
8	1 (1) ⑦ 子どもの不慮の事故を防止するための取組	4 11	<ul style="list-style-type: none"> ・取組では、「子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議」が設置され、子どもの事故防止週間などを実施したとのことですが、これにより不慮の事故件数は減少したのかを検証してください。また、この連絡会議は 9 府省庁で開催される、とても意義あるものと思いますが、取り組みが情報発信にとどまっています。今後の取り組みについては、いつまでに何をやるのかを具体的に明記してください。 ・消費者庁では、取組に記載されている「保護者等の意識・行動調査」の分析を踏まえ、より具体的な対策を検討・実施する時期ではないでしょうか。消費者への広報啓発に関しては、消費者の理解がどの程度進んだのかについての検証も行ってください。 ・先進国では、予防できる子どもの死亡をなくすために原因や状況を詳細に検討して対策につなげるための「チャイルド・デス・レビュー」制度を活用して成果を上げています。「チャイルド・デス・レビュー制度の導入検討」を取組に追記してください。 ・子どもの事故防止に資する規格として、「ISO/IEC Guide50（安全側面－規格及びその他の仕様書における子供の安全の指針）」が 2014 年に発効（第 3 版）されました。この規格の普及が進むよう、行政でも積極的に対策を検討すべきであり、取組に加えてください。
9	1 (2) ①事故情報の収集、公表及び注意喚起等	17 20	メーカーも気づかぬうちに下請け企業が部品の材料や仕様を変えてしまう「サイレントチェンジ」は、消費者被害にもつながる重大な問題です。事業者指導を取組に加えてください。

10	1 (2) ③ リコール情報の周知強化	18 21	消費者庁で「リコール情報サイト」を運営していますが、ここに収録される情報に抜け・漏れが生じないように、事業者による自主回収報告を義務付ける等の仕組みを検討してください。
11	1 (3) ① 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施	24 26	消費者安全調査委員会には多くの申出が寄せられていますが、調査等実施した件数は少なく、過去の事案のフォローアップに追われ、新規課題に取り組めていません。体制強化を取組に加えてください。
12	1 (3) ③ 国民生活センターにおける商品テストの実施	25 27	「徳島県を実証フィールドとした先駆的な商品テストのプロジェクトの実施」について、実績を記載してください。
13	1 (3) ⑥ 製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整	25 28	製品火災に関して、消防統計では「原因不明」とされているものが非常に多く、N I T E や事故情報データベースでも「原因不明」や「製品起因性が確定できない」ものが多いのが現状です。しかし、同種製品で同じような火災事故が多数起っていることをふまえると、原因調査能力の不足が問題と考えられます。消防や警察の「製品事故調査能力の向上をはかるための施策」を取組に追加してください。また、原因調査能力向上のためには、消費者庁（消費者安全調査委員会）が率先して取り組み、その成果を広めることが重要であり、担当省庁に消費者庁（消費者安全調査委員会）も加えてください。 さらに、製品構造上問題があるにもかかわらず、使用者の誤使用として処理されてしまう事例があり（注入式ライターの火災事故など）、消費者庁は製品の検証や事業者指導などの対応に取り組むよう、取組に追記してください。
14	1 (4) ① 食品安全に関する関係府省庁の連携の推進	29 38	会議の定期的な開催とありますが、29年度は軒並み回数が減っており、この理由を示してください。また、平成32年度以降も単に線表が延長されただけとなっていますが、今後の関係府省庁の連携のあり方について方向性を示してください。また、広域的な食中毒事案に対応する関係機関の連携が強化されることから、その情報も関係府省庁で連携して緊急対応などが行なえる体制をつくってください。

15	<p>1 (4) ③食品安全に関するリスク管理</p> <p>2 (3) ①新たな食品表示制度（食品の機能性等を表示する制度を含む。）の円滑な施行等□</p>	30 39 59 62	<p>厚生労働省の食品衛生規制の見直しに関して、「食品リコール情報の報告制度の創設」が課題として挙げられています。このことは「2. (3) ①新たな食品表示制度の円滑な施行等」の欄に消費者庁の取組として記載されていますが、主には安全の確保に関する施策であり、「1. (4) ③食品安全に関するリスク管理」の一環として、担当省庁は厚生労働省と消費者庁として整理すべきです。この制度の対象には食品表示法違反となるものも盛り込み、リコール情報のデータベースは情報を網羅したうえで危害度をランク分けをするなど、リスクに応じて重要度を確認できるシステムにしてください。一元化したシステムを構築することで、消費者が活用できるものとするよう省庁で連携して対応してください。KPI には「データベースの構築」も追記してください。</p>
16	<p>1 (4) ④食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進</p>	31 39	<p>「総合的な TPP 等関連政策大綱」も踏まえリスクコミュニケーションを推進するとされていますが、「日 EU 経済連携協定」もこの中に加え、消費者への情報提供に取り組んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁等でリスクコミュニケーションが行われていますが、食品の安全性についての理解は、小児からの教育が重要です。関係省庁に文部科学省も加え、教育関係者への周知に努めてください。関係省庁のリスクコミュニケーションでは、文部科学省の担当者も同席するようにしてください。 ・KPI の意見交換会の回数ですが、誰を対象に、どんなテーマで何回行われたか等、丁寧な記載をしてください。 ・意見交換会の内容は、消費者庁が関係省庁と調整をし、テーマが重ならないように、また開催地域も分散するなど工夫して、リスコミの質を向上させてください。
17	<p>1 (4) 新規</p> <p>○「そうざい半製品」への対応</p>		<p>冷凍メンチカツのように「冷凍食品」ではなく「そうざい半製品」については加熱をしっかりとる等の情報を消費者に周知するとともに、国の規格基準を整える等、対策を取組に加えてください。</p>
18	<p>1 (4) 新規</p> <p>○はちみつの表示への対応</p>		<p>はちみつの摂取が原因とされる「乳児ボツリヌス症」については、注意表示として製品ラベルに記載されている場合がありますが、食品表示基準では規定されておらず義務とはなっていません。消費者に周知をするとともに、表示の義務化（食品表示基準の改正）を取組に加えてください。</p>
19	<p>1 (4) ⑤輸入食品の安全性の確保</p>	32 40	<ul style="list-style-type: none"> ・輸入食品の量が右肩上がりに増えている中、輸入食品の安全性確保は三段階で取り組むことが重要です。このことを踏まえ、国内流通時対策として「都道府県等による国内流通品の収去検査への支援措置」を取組に加えてください。 ・外務省による「食の安全」の取組について書いてあります

			が、KPI が示されていません。具体的にどういことが行われたのか実績を記載してください。
20	1 (4) ⑥食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進	32 41	地方公共団体による放射性物質検査体制支援として、「検査機器の貸与等」の取組の線表が 34 年度まで延長されています。市場に出回っている生産物の放射性物質のほとんどが不検出という現状で、福島でもコメの全袋検査を減らしていこうという中、この施策がどういう成果が得られたのか政策評価を行い、環境変化に応じて取組の見直しを行ってください。
21	1 (4) ⑦農業生産工程管理 (GAP) の普及促進	33 42	34 年度にかけて、「ほぼ全ての国内の産地で国際水準 GAP の取組拡大促進」を行うと取組に記載されていますが、国内制度との整合性を図るとともに、消費者メリット等についての消費者への情報提供も取組に加えてください。
22	1 (4) ⑧中小規模層の食品製造事業者の HACCP 導入の促進	33 42	HACCP による衛生管理の制度化が始まることを見据え、中小事業者への支援を行うとともに、制度化が決まった時点で、KPI を「何年度までに 100%」と書き変えてください。また、HACCP による食品衛生の向上についても、消費者に様々な手法で啓発を進めてください。
23	1 (4) ⑩食品関係事業者のコンプライアンスの徹底促進	34 44	KPI に「企業行動規範等策定率及び策定後の見直し・改善の実施率」とありますが、どうやって把握しているのか不明であり、把握のしかたを明らかにしてください。また、「策定率 80%」「改定率 80%」の妥当性も不明です。全ての事業者が策定しているべきであり、策定率は 100%としてください。
24	1 (4) ⑬廃棄食品の不正流通事案	37 45	廃棄食品の不正流通事案への対策として、この間マニュアル整備等が進んできました。その後の違反状況、対策の実施状況、政策評価について KPI に記載してください。
25	1 (4) 新規 ○広域連携協議会の取り組み		厚生労働省の食品衛生規制の見直しに関して、広域的な食中毒事案の体制整備として、「広域連携協議会」を設置するとされています。保健所や国立感染症研究所の専門機関の機能を十分に生かすとともに、この協議会での対応内容を消費者に周知してください。自治体も含め、毎年度緊急時対応訓練を実施することなどを取組に追記してください。また、広域連携協議会の対応内容が消費者にわかりやすく伝わるよう、関係府省庁もあわせて取組みを行ってください。
26	1 (4) 新規 ○薬剤耐性菌に対する取り組み		2016 年、関係省庁・関係機関が「薬剤耐性対策アクションプラン」を策定しました。抗生物質・抗菌剤の使用削減に向けて、関係省庁・有識者・関係団体が協力・連携し、耐性菌対策について普及啓発・教育を行うことを取組に加えてください。

27	2 (1) ① 景品表示法の厳正な運用及び執行体制の拡充	46 48	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体による法執行の強化は消費者被害の防止のために重要です。自治体の法執行体制の強化が進むような支援策を取組に加えてください。 ・高齢化やIT化など時代に即した事案把握と法執行を進めることが必要であり、消費者目線での事案把握のために、「消費者モニターによる表示に関する意見交換会の開催」を取組に加えてください。 ・健康食品（保健機能食品も含む）の不当表示や広告が後を絶たない状況ですが、措置命令はほんの一部にすぎない状況が続いています。措置命令の件数は伸び悩んでおり、実態にあわせて増やせるように体制を強化してください。
28	2 (1) ② 景品表示法の普及啓発	46 48	<p>KPI が「説明会における理解度」となっていますが、説明会に参加する層は既に一定の関心がある層であり、端緒情報を増やすためにも「一般における認知度」を KPI としてください。</p>
29	2 (3) ①新たな食品表示制度の円滑な施行	58 62	<ul style="list-style-type: none"> ・KPI において、「食品表示制度に関する消費者の理解度」について「検討中」とされていますが、実績を明らかにしてください。また、「講師派遣回数」は、誰に対して、どんなテーマで意見交換が行われたのか等、丁寧な記載をしてください。 ・食品表示については、この間食品表示一元化に続き、加工食品の原料原産地表示制度、遺伝子組換え表示制度の検討が行われ、さらに今後は食品添加物表示の検討も予定されるなど、次々と制度が変わり、消費者にとって学習しても理解しきれない表示制度となる懸念があります。理解度をはかる消費者モニタリング調査は一般の消費者を対象としてください。また、義務表示項目が増えることで情報量が増えて食品表示トータルで分かりやすい表示制度となっているのか、検証を行ってください。加工食品の原料原産地表示制度などの個別の制度についても、経過措置期間であっても定着状況を見て見直しの検討を行ってください。 ・インターネット販売における食品表示の検討が行われ、平成 28 年 12 月に報告書がまとめられましたが、その後どのような具体策が取組まれたのか実績を記載してください。
30	2 (3) ②健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	60 63	<ul style="list-style-type: none"> ・機能性表示食品制度が施行され 3 年が経過しますが、消費者庁の検証事業からも、安全性、品質、機能性において様々な問題が露呈しています。消費者庁の買上調査からも、機能性関与成分の含有量が表示値を下回っている（または過剰に含まれている）問題や、同一製品にもかかわらず 2 ロット間でのばらつきが大きい問題など、品質管理の問題点が表面化

			<p>しています。今後も買い上げ調査を行い、品質に問題のある企業名を公表するなど、対応を強化してください。また、安全性の届出情報は、サプリメント形状のものにおいてわずか数年の販売実績で食経験としているものがあり、この点もガイドラインを改正するよう求めてきました。機能性の根拠となる論文の科学的根拠が脆弱な点も、消費者庁の検証事業で明らかになっています。このような状況では、消費者は機能性表示食品を安心して選ぶことはできません。制度がスタートした時点で施行 3 年を目途に必要な見直しを行うとされており、ガイドラインに留まらずすみやかに抜本的な見直しの検討を行ってください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能性表示食品制度は届出制となっており、民間団体や消費者団体がチェック活動を行っていますが、こうした団体から提供された疑義情報について、行政側でどう処理しどう対応されているのかを開示してください。 ・消費者委員会の「特定保健用食品の制度・運用見直しについての建議」への対応について、取組を具体的に記載してください。 ・特定保健用食品の更新制の再導入などを取組に記載してください。
31	3 (1) ② 特定商取引法の見直し	66 70	不招請勧誘規制の導入など、再度の見直しが必要であり、「見直し検討」を取組に加えてください。
32	3 (1) ④ 消費者契約法の見直し	67 71	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度取組に「法案の国会提出」を追記するとともに、今回の法案で積み残した課題について「引き続き検討を行い、必要な措置を講ずる」旨も取組に追記してください。 ・KPI にある「法の認知度」は、何を基にしたものか記載してください。
33	3 (2) ⑧ 仮想通貨と法定通貨の交換業者に対する規制の整備	78 94	仮想通貨は決済方法のひとつですが、現在は投機目的での利用も多くあります。こうした中で様々な被害が生じており、平成 32 年度からの取組に「消費者保護の観点から、必要な対応を実施」とありますが、投機的側面を強調して勧誘する行為などについて、前倒ししてさらなる規制の検討を実施してください。また、仮想通貨やその規制については消費者の理解も重要であり、「消費者への周知」も取組に加えてください。
34	3 (2) ⑨ 安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	79 96	「クレジット取引セキュリティ対策協議会」にて、国際水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備するため、「実行計画 2018」が改定されました。「カード情報の保護対策、偽造カードによる不正使用対策、ECにおける不正使用対策」

			など、この実行計画に基づく取組が促進されるよう、国として支援策を明記してください。また、国としても消費者向け広報啓発を進めることを取組に記載してください。
35	3 (2) ㊿ 住宅宿泊事業法の適正な運用	81 97	民泊が広まる中で、すでに消費者トラブルも生じていますが、今後も多くのトラブルが予想されます。事業法をはじめ法令・ガイドラインの周知を取組に加えてください。
36	3 (2) ㊿ 民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護	82 98	サブリース契約に関してトラブルが生じていることを踏まえ、「賃貸住宅管理業者登録制度の登録義務化等の法整備の検討」を取組に明記してください。
37	3 (2) ㊿ 身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての対応	85 100	30年度からの取組は「必要な措置の実施」と記載されていますが、具体的な記載に改めてください。
38	3 (2) ㊿ 電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化 (LPガス)	88 103	LPガス販売について、取引ガイドラインの策定から1年が経過し、消費者への情報提供のあり方について、より具体的な内容に改定されたことを評価します。引き続き、取引ガイドラインが確実に実施されているかについてフォローし、必要に応じてさらに内容の見直しを検討してください。
39	○電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化 (都市ガス)	88 103	2017年4月からの都市ガス小売自由化によって、ほとんどの事業者の経過措置料金規制が解除されたのに対し、電力自由化に比べ圧倒的に参入事業者が少ない中で消費者が事業者を選択できる状況にあるのは一部地域にとどまっています。経過措置料金規制が解除されている地域において、消費者が都市ガス事業者を選べる状態になるための対策を具体化してください。また、期待される「競争状態」になっていない地域においては、「規制なき独占」による不当な値上げがないよう、「監視体制の強化」を取組に加えてください。
40	○電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化 (電力)	88 103	<ul style="list-style-type: none"> ・「電力の小売営業に関する指針」の「望ましい行為」については随時検証し、電源構成やCO₂排出係数の情報開示の義務化をはじめ、消費者が選択できる環境整備に向けて必要があれば指針の改定を行ってください。少なくとも消費者への情報提供が現在より後退することのないような取組および監視体制を求めます。 ・電源構成等の適切な開示に関して、欧州の例にならい「電力1kwhあたりの放射性廃棄物の発生量」の表示義務化と、放射性廃棄物の算出方法を定めることの検討を、取組に加えてください。

41	3 (2) 新規 (74~105 ページ) ○子どもへの広告・マーケティングにおける消費者保護		国連児童基金など 3 団体により発表された「子どもの権利とビジネス原則」の具体的な取り組みとして、2016 年 11 月「子どもに影響のある広告およびマーケティングに関するガイドライン」が策定されました。大人に比べ判断力の劣る子どもへの広告・マーケティングに関して、このガイドラインが社会で実効性を伴うよう、行政でも積極的な対策を検討すべきであり、取組に加えてください。
42	3 (3) ④インターネット上の消費者トラブルへの対応	107 109	<ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット技術・サービス及びそれらをめぐる消費者トラブルの動向等をふまえた調査研究等の実施」とありますが、具体的に何を行うか記載してください。 ・メルカリやフリマなどの個人間の取引でのトラブルが多く生じています。不正な利用の監視徹底と体制整備を取組に加えてください。 ・出会い系アプリとして若い世代が利用しているマッチングアプリの健全な運用と規制など、さまざまに新しい仕組みに早急に対応し、消費者被害が防止できるよう対応してください。
43	3 (5) 新規 (117 ページ) ○ユニットプライス (単位価格表示) に関する検討		現在 I S O / C O P O L C O にてユニットプライス (単位価格表示) の検討が進められています。国際規格の策定に対応できるよう、国内における現在の状況の調査・研究を行うことを取組に加えてください。
44	4 (1) ③ 消費者政策の企画立案のための調査の実施	122 123	「消費者行政新未来創造オフィス」における調査・研究について、今後の具体的な計画を取組に追記してください。
45	4 (2) ① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	125 137	消費者教育の効果的な推進を図るために、消費者教育の定着度等の効果測定を行う必要があると考えます。全国的なアンケートの実施等を取組内容・KPI に追加し、効果測定につなげてください。
46	4 (2) ② 地域における消費者教育推進のための体制の整備	125 137	消費者教育推進地域協議会などの体制整備については、既存の消費生活審議会等と兼ねているものも多く、まだ十分機能が発揮されていない状況です。こうしたネットワークは機能しているかどうか重要であり、支援のみならず、取組に「実態の把握」も加えてください。
47	4 (2) ⑥ 学校における消費者教育の推進	128 139	成年年齢引き下げへの対応の取組が記載されていますが、今般改定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」において「当面の重点事項」とされた記載を取組に追記し、着実に実施してください。
48	4 (2) ⑦ 地域における消費者教育の推進	130 141	消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会について、支援のみならず、取組に「実態の把握」も加えてください。

49	4 (2) ⑩倫理的消費の普及啓発	132 143	「学校において利用できる教材の提供や教員向けの研修の機会の提供」などが取組に位置付けられていますが、担当省庁に文部科学省も加え、実効性のあるものとしてください。
50	4 (2) ⑪ 金融経済教育の推進	133 144	仮想通貨など、決済の仕組みが複雑になる中でトラブルも生じています。学生に対しての教育が中心になっているようですが、高齢者等に対しての経済教育を計画化してください。
51	4 (2) ⑬ 各種リサイクル法の普及啓発	133 145	<ul style="list-style-type: none"> ・3R に関する環境教育が中心になっていますが、4R の推進が重要です。4R の周知も加筆してください。 ・法そのものだけではなく、リサイクルをすることのメリットも強く周知し、近年問題となっているプラスチック製品をはじめとする廃棄物の発生抑制につながる施策を実施してください。
52	4 (2) ⑮食育の推進	136 148	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全に関しては、SNS など個人考えを発信しやすくなったことで、科学的知見を踏まえない誤った考え方が広まる懸念があります。こうしたことから、教育関係者、特に小学校の先生、家庭科の先生への周知を行う必要があります。「食育の推進」の本文に、「食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する」とありますが、リスクアナリシスの考え方を教育関係者への指導項目に加え充実させてください。 ・日本型食生活の推進は大切ですが、日本人の塩分摂取量過多に関して注意喚起はなされていません。加工食品から 6 割の塩分を摂取していると言われる中、個人の努力だけではどうにもできない状況です。食品事業者への低減策を促すとともに国策として減塩の取組みをすすめてください。
53	4 (3) ①消費者団体等との連携及び支援等	149 152	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体等との連携に関して、(KPI の現状) が消費者庁の実施した意見交換回数となっていますが、実際には他省庁も消費者団体との意見交換会などを実施しており、各省庁ごとの回数を実績として記載してください。 ・地方消費者フォーラムは、消費者庁にとっても地方消費者団体との関係づくりとなる貴重な機会です。この見直しにあたり、単発のイベントにとどまることのないよう、開催の目的・内容などを整理し、今後も行政と消費者団体が連携して開催する機会としてください。 ・消費者団体との連携強化や消費者からの情報・相談受付体制の強化の観点から、「各省庁における消費者政策窓口部署の明確化」を取組に加えてください。 ・消費者団体の育成及び支援のあり方の検討に関して、適格消費者団体等への財政支援を行う「消費者スマイル基金」が設立されたことを踏まえ、「民間基金への支援」を取組に加え

			<p>てください。（「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に記載あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「休眠預金活用法の対象に消費者分野を盛り込むことの検討」を取組として掲げてください。 ・「地方消費者行政強化作戦」の目標にもなっていますが、「適格消費者団体の空白地域における設立支援」を取組に加えてください。
54	4 (3) ③ 公益通報者保護制度の推進	151 153	<p>公益通報者保護法の法改正の時期を明記してください。また、取組促進のために、「経営者層向けセミナー（トップセミナー）の開催」を取組に加えてください。</p>
55	4 (4) ① 競争政策の強力な実施のための各種対応	155 157	<p>独占禁止法の執行の実効性をより高める観点から、課徴金制度の見直しを柱とする独占禁止法改正案の検討が行われています。この件を取組に追記し、法改正の時期を明記してください。</p>
56	4 (4) ② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	156 158	<p>電力・ガス自由化がスタートしましたが、規制料金として残った託送料金に関しては、電力託送料金に原発廃炉費用等を上乘せされることになりました。このことを踏まえ、今後、託送料金の適正性を確認する場を恒常的に設置し、その中で託送料金で徴収が認められる項目についての検討を行うとともに、正しく機能しているかの監視も取組に加えてください。</p>
57	4 (4) ② 公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	156 158	<p>2017 年度より、2020 年に予定されている電力の経過措置料金規制の解除に向けた検討が始まりました。しかしこの措置は、家庭向け電力小売事業が十分な競争状態にあることが前提であり、十分な検討が必要です。消費者の暮らしに関わる重大な課題であるので、検討プロセスについて工程表に具体的に記載してください。</p>
58	4 (5) ① 低炭素社会つくりに向けた国民運動の推進	161 166	<p>パリ協定による地球温暖化の抑制目標の実現のため、また SDGs の実現のためにも、低炭素社会の実現は重要課題です。実現に向けては個人の意識向上と実行が不可欠であり、国民運動「COOL CHOICE」の具体的なアクションやキャンペーンの周知、啓発も更に進めてください。</p>
59	4 (5) ② 循環型社会形成に向けた情報提供事業	162 166	<p>3R が取組の中心になっていますが、4R の推進が重要です。4R の周知も加筆してください。</p>
60	5 (1) ① 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の適正な運用	171 178	<p>消費者裁判手続特例法は施行されましたが、消費者の認知度は上がっていません。取組について、「制度の周知・広報」といった一般的表現にとどまらず、「消費者団体と連携し全国でシンポジウムを開催」などの具体的な記載を行ってください。</p>

61	5 (1) ② 製造物責任法に関する裁判例の収集・分析	172 179	<ul style="list-style-type: none"> ・製造物責任法に関する裁判例の収集・分析に関して、収集のためには最高裁判所との協力関係を構築する必要があります。外国では全ての判例をインターネットで公表している国もありますが、消費者庁の判例収集はマスコミ報道などを通じて関知したものや任意提供されたものを集めているのが現状です。製造物責任訴訟については、医療訴訟で行われているように、全国の裁判所から最高裁に報告させ、消費者庁にて集約しホームページ等で公表させる仕組みを構築すべきであり、そのことの検討を取組に加えてください。 ・製造物責任法は制定以来改正がされていません。社会情勢の変化を踏まえ、製造物の定義の見直しや欠陥の推定規定を置くことなどをはじめ、「法改正の検討」を取組に加えてください。
62	5 (1) ⑨ 多重債務問題改善プログラムの実施 □	175 181	銀行のカードローンによる貸し出しが急増していますが、貸金業法の総量規制の対象外になっています。規制対象とすることについての検討を取組に加えてください。
63	5 (2) ③ パーソナルデータの利活用に関する制度改正	185 188	個人情報保護法制の周知を含むと取組にありますが、消費者への周知は十分ではありません。計画に、消費者向け周知・啓発も入れ、具体的な進捗状況を記載してください。
64	6 (1) ② 消費者庁における国際担当の体制強化	196 200	消費者庁における国際担当の業務内容を明記してください。そのうえで、国際取引やネット取引の拡大に伴う、国をまたいだ消費者被害に迅速に対応できるよう、国および省庁間連携を進めてください。国際的な消費者トラブル情報や消費者庁の取組状況について、消費者庁ホームページなどで情報提供することを取組に加えてください。
65	6 (1) ④ 障害者の消費者被害の防止策の強化	197 201	2016年(平成28年)4月より施行された「障害者差別解消法」を国民に周知していくことは、障がい者の消費者被害の防止や、相談体制強化につながると考えます。消費者庁としても周知に関しての取組を追加し、年度を明記した KPI を記載してください。
66	6 (1) ⑧ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実	199 203	消費者団体との連携強化や消費者からの情報・相談受付体制の強化の観点から、「各省庁における消費者政策窓口部署の明確化」を取組に加えてください。
67	6 (2) ① 地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等	204 209	国による地方消費者行政支援策として、「国による恒久的な財政措置や相談員の配置基準の検討」を取組に加えてください。

68	6 (2) ② 地域の見守りネットワークの構築（消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体）□	205 211	改正消費者安全法に基づく消費者安全地域協議会の設立に関して、地域によっては福祉部局を中心とするネットワークがすでに存在しており、そうした自治体の中には重ねての消費者安全地域協議会の設立が困難なところもあります。KPIの「設置団体数」は地域の実情に応じた柔軟な対応としてください。また、設立した協議会が機能しているかどうか重要です。実態把握も取組に加えてください。
69	6 (2) ③ 地方公共団体との政策・措置に関する情報等の共有	205 211	「地方公共団体の一般財源の確保に向けた取組」が29年度から線表に追加されましたが、消費者庁は何を行うのか、より具体的な記述としてください。
70	6 (2) ⑦ 消費生活相談情報の活用	207 213	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁は、PIO-NET情報の分析力を高める観点から、活用しやすいキーワードの項目設定など再度の見直しを国民生活センターと連携して行ってください。 ・PIO-NETへの平均登録日数短縮が課題とされていますが、このためには入力のしやすさ等のシステム対応と共に、相談員体制の充実も大きな課題と考えられます。「相談員の確保や相談体制整備のための支援」も取組に記載してください。